

「七つ前は神のうち」は本当か　田本幼児史著

柴田 純

Is the Saying "Until the Age of Seven a Child belongs to the Gods" True? : Notes on the History of Japanese Children
SHIBATA Jun

はじめに

- ①服忌令と幼児
- ②服忌令の浸透と幼児保護観念の成立
結びにかえて

【論文構成】

柳田国男の「七つ前は神のうち」という主張は、後に、幼児の生まれ直り説と結びについて民俗学の通説となり、現在では、さまざまな分野で、古代からそうした観念が存在していたかのように語られている。しかし、右の表現は、近代になってごく一部地域でいわれた俗説にすぎない。本稿では、右のことを実証するため、幼児へのまなざしが古代以降どのように変化したかを、歴史学の立場から社会意識の問題として試論的に考察する。

一章では、律令にある、七歳以下の幼児は絶対責任無能力者だとする規定と、幼児の死去時、親は服装の必要なしという規定が、十世紀前半の明法家による新たな法解釈の提示によって結合され、幼児は親の死去や自身の死去いずれの場合にも「無服」として、服忌の対象から疎外されたこと、それは、神事の挙行という貴族社会にとって重要な儀礼が口滑に実施できる」とを期待した措置であつたことを明らかにする。

二章では、古代・中世では、社会の維持にとって不可欠であった神事の挙行が、近世では、その役割を相対的に低下させることで、幼児に対する意識をも変化させ、「無服」であることがある種の特権視を生じさせたこと、武家の服忌令が本来は武士を対象にしながら、庶民にも受容されていったこと、および、幼児が近世社会でどのようにみられていたかを具体的に検証する。そのうえで、庶民の家が確立し、「子宝」意識が一般化するなかで、幼児保護の観念が地域社会に成立したことを指摘。そうして保護観念は、一般的の幼児だけでなく、捨子に対してもみられたことを、捨子禁令が整備されていく過程を検討することで具体的に明らかにする。

右の考察をふまえて、最後に、「七つ前は神のうち」の四つの具体例を検討し、そのいずれもが、右の歴史過程をふまえたうえで、近代になってから成立した俗説にすまいことを明らかにする。